

No. 4

令和6年（6月）

第2回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



## 目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 2 1 号	損害賠償の額の決定及び和解について	管 理 課	1
第 2 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について	管 理 課	3
第 2 3 号	損害賠償の額の決定及び和解について	施設マネジ メント課	5
第 2 4 号	損害賠償の額の決定及び和解について	環 境 美 化 セ ン タ ー	7

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 2 2 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

23,649円

治療費

### 2 損害賠償の相手方

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和5年11月2日（木）午後6時20分頃、相手方が市道50617号線を通行中、中西三丁目2094番12地先において、道路のくぼみにつまずき転倒し、相手方を負傷させた。



報告第 2 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 3 0 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

308,616円

自動車修理費

### 2 損害賠償の相手方

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

#### 事件の概要

令和6年2月27日（火）午前11時45分頃、相手方車両が市道妻沼111号線を走行中、弥藤吾1053番43地先において、破損していた転落防止柵に前面が接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第 2 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 1 5 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、家屋破損事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

264,000円

家屋修繕費

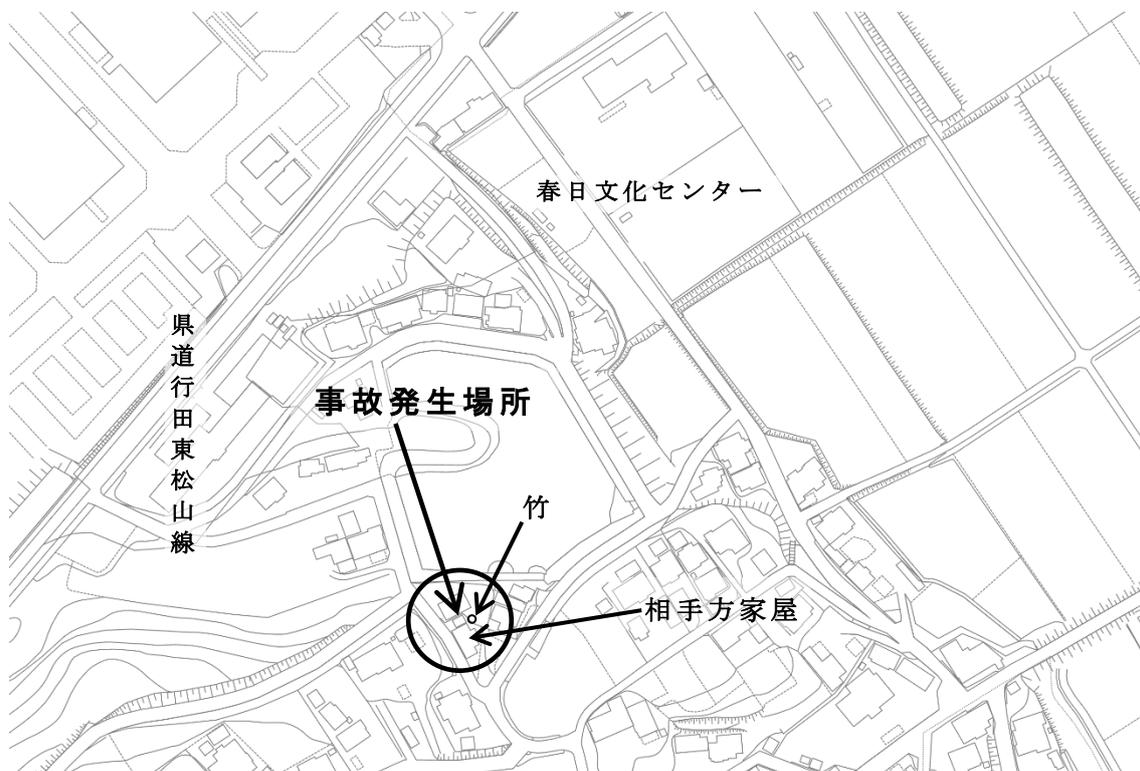
### 2 損害賠償の相手方

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和6年3月1日（金）午後4時頃、小八林60番3に自生していた竹が強風にあおられ、相手方家屋の屋根及び雨どいを損傷させた。



報告第 2 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 2 4 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

118,140円

自動車修理費

### 2 損害賠償の相手方

熊谷市小曾根1255番地

有限会社 前林清掃社

代表取締役 菊地 篤

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和6年3月11日（月）午後1時55分頃、環境美化センター職員が<sup>じんかい</sup>塵芥収集車を運転し、肥塚1108番4地先を直進していたところ、停車中の相手方車両の右後部に接触し、相手方車両を損傷させた。

